



指定統計 第10号

工業調査票丙

(製造業に属する企業の本社又は本店用)

Table with columns for industry classification (産業分類) and other identifiers.

Table with columns for regional codes: 市区町村番号, 工業調査事業所番号, 工業調査区番号, 基本調査区番号.

5 4 3 この調査票は、申告者に利害関係を生ずるような目的には使用されません。この調査票は、調査員二部提出してください。一部は都道府県、一部は市区町村、一部は都道府県、一部は通商産業省で記入します。

Main form area containing sections I through VI, covering general information, business content, labor, and fixed assets.

Main form area containing sections 1 through 12, including detailed financial data, labor statistics, and manufacturing details.

2 1 記入にあたっては、各項目の説明をよく読んでください。金額は、一万円未満は四捨五入して、「万円」まで記入してください。この調査は、統計法(昭和二十二年法律第十八号)に基づき指定統計調査で、製造業に属するすべての事業所は申告の義務があります。

通商産業省